

新潟市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月22日

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市教育長訓令第2号

新潟市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する規程

新潟市教育委員会教育長事務委任規程（平成9年教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- （4）新潟市臨時職員に関する規則（平成6年新潟市規則第23号）第8条及び新潟市臨時教育職員に関する規則（平成29年新潟市教育委員会規則第6号）第6条に規定する通勤手当の額の決定（職員が年次有給休暇を取得する場合等の代替として任用される職員を除く。）に関すること。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。